

●優先交渉権者選定基準に関する質問書回答

No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	3	第2	1	(1)			必要書類の確認	参加資格審査、必要書類の確認において、「軽微な書類不備の場合はこの限りではない。」とありますが、不備と判断される項目について、説明ヒアリングや追加資料の提出は可能でしょうか。	市で判断し、対応を事業者者に連絡します。
2	3	第2	2	(3)			プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションの際、大型モニターまたはプロジェクターなど借用することは可能でしょうか。また、会場の事前確認は可能でしょうか。	スクリーン及びプロジェクターは貸与可能です。事前確認は予定しておりません。
3	5					表2	評価項目、評価の内容及び配点	一般的に、評価項目と当該様式は一対一になっているものですが、本件はそうならないように見受けられ困惑しています。 このような理解でよろしいですか。 ・「技術評価（定性）＞設計＞事業概要」は、様式4-3のみで評価 ・様式4-4から4-8は、表2に記載がない項目であるため、本件の記載内容は評価対象外 もしくは、「表2の設計＞事業概要」の評価項目は、様式4-4で記載が求められているので、様式4-4の該当箇所の記述で評価されるものでしょうか。 公平な選考に影響を与えるものと思料しますので、どの様式がこの評価項目に該当するか明確にお示しいただきたく希望します。	事業提案書の様式は、①要求水準を満たしていることを確認する目的、②事業提案の評価を行う目的で作成しております。
4	6	第2	3	4			試算条件	対象となる温室効果ガスCH4とN2Oの発生量を積算する関数式を統一させないと計算方法によって公平な検討比較ができないと考えます。貴市で温室効果ガスの試算時に使用する関数をご教示ください→電力と燃料だけにしませんか。	ユーティリティ使用量を基に算出をお願いします。
5	8	第2	4	(3)			価格点の得点化方法	「1位と提案条件価格の間を比例補間して点数を配点する。」は、「1位と提案上段価格の間を比例補間して点数を配点する。」の間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。